

# 【学生用】新型コロナウイルス感染症等の感染及びその後の対応フローについて

## 【学生】

熱や咳などの風邪症状が出ている場合  
**\*\*濃厚接触者**となった場合

学校保健安全法第19条にて  
出席停止、自宅で経過観察

担任又は学科長等より、URLが送られてくる。  
担任等から送られてきたURLより「新型コロナウイルス感染症に関する聞き取りシート」に必要事項を入力する。  
※学生が入力した内容をもとに対応していくため、後日の変更には対応しない。ただし、感染者になる等状況が変更した場合は、再度担任等に連絡すること。

**風邪症状等の場合の自宅待機期間**（出席停止）  
解熱後2日間は自宅待機。  
⇒自宅待機後「発熱等の風邪症状による欠席届」受け取り時に、病院受診したときの領収書を担任に渡す。

**\*\*濃厚接触者自宅待機期間**（出席停止）  
当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、連続して5日間（6日目解除）とすること。  
ただし、この場合でも、7日間が経過するまでは、検温など当該濃厚接触者自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること。  
⇒自宅待機後、登校時に担任より公休の証明書を受け取る。

担任又は学科長等へ連絡及び  
受診等結果の報告

## 【医療機関】

発熱外来、かかりつけ医、近隣の医療機関受診

検査対象とならなかった場合

検査の必要がある場合

感染が認められない場合（陰性）

PCR検査又は抗原検査

感染が認められた場合（陽性）  
学校保健安全法第19条にて出席停止

担任等に連絡、連絡時に**\*\*濃厚接触者**（症状出現日含む3日前からの感染者との接触）を報告。  
担任等から送られてきたURLより「新型コロナウイルス感染症に関する聞き取りシート」に必要事項を入力する。

**感染者の療養期間**（出席停止）  
①発症から7日間かつ症状軽快\*後24時間の自宅療養後（8日目解除）、登校可能とする。  
（\*症状軽快とは、解熱剤を使用せず解熱し、呼吸症状が改善傾向である場合）  
ただし、この場合でも、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること。  
（入院の場合は、発症から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合に11日目から登校も可能とする。）  
②7日間経過後も症状がある場合は、10日間（11日目解除）が経過するまで自宅療養とする。  
※療養は、①医療機関への入院②宿泊療養施設への入所③自宅療養のいずれかの形態。  
※①医療機関入院で人工呼吸器等による治療の場合は、15～20日間

**\*\*濃厚接触者**（症状出現日含む3日前からの感染者との接触）  
□1m以内で、短時間でもマスクを外して会話した  
□不織布マスクをしても、1m以内で15分以上会話した  
□会話は多くなくても、1m以内で合計2時間以上接した  
  
例：一緒に食事、カラオケ、ドライブ、喫煙、旅行、マスクを外した活動（管楽器演奏など含む）など  
注）ウレタンや布マスクは「マスクなし」と扱う

療養解除され、登校時にMyHER-SYSにおいて表示・証明された療養証明（印刷したもの）を担任へ提出

## 【保健所】

医師が所管の保健所へ連絡

※保健所及び医師の指示に従う  
※同一世帯にて陽性者が出た場合、同一世帯全ての同居者が**\*\*濃厚接触者**となる。